令和5年第5回 飯塚市議会会議録第6号

令和5年9月27日(水曜日) 午後 1時00分開議

○議事日程

日程第23日 9月27日(水曜日)

第1 常任委員会委員長報告

- 1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第52号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)
- (2) 議案第57号 専決処分の承認(令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第3号))
- 2 福祉文教委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 請願第 1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願
- (2) 請願第 2号 子育て支援の充実(保育料無償化)を求める請願
- 3 協働環境委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第55号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(公用車による物損事故)
- (2) 請願第 3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願
- 4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第56号 市道路線の認定
- (4) 認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- (5) 認定第12号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- (6) 認定第13号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- (7) 認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
- 第2 令和4年度決算特別委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 認定第 1号 令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
 - 2 認定第 2号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - 3 認定第 3号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - 4 認定第 4号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
 - 5 認定第 5号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 6 認定第 6号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 7 認定第 7号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 8 認定第 8号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 9 認定第 9号 令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 10 認定第10号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 第3 議員定数のあり方に関する調査特別委員会中間報告(質疑)並びに委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 議員定数のあり方について
 - 2 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議案第58号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第5 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第21号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第22号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこ れに伴う和解)
- 3 報告第23号 継続費精算報告書の報告(令和4年度飯塚市一般会計)
- 4 報告第24号 継続費精算報告書の報告(令和4年度 飯塚市水道事業会計)
- 5 報告第25号 令和4年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告
- 第6 署名議員の指名
- 第7 閉 会

○会議に付した事件

第1 常任委員会委員長報告

- 1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第52号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算 (第4号)
- (2) 議案第57号 専決処分の承認(令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号))
- 2 福祉文教委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 請願第 1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願
- (2) 請願第 2号 子育て支援の充実(保育料無償化)を求める請願
- 3 協働環境委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第55号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(公用車による物損事故)
- (2) 請願第 3号 子育て支援の充実 (子ども医療費無償化) を求める請願
- 4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)
- (1) 議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第56号 市道路線の認定
- (4) 認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- (5) 認定第12号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- (6) 認定第13号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- (7) 認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
- 第2 令和4年度決算特別委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 認定第 1号 令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
 - 2 認定第 2号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - 3 認定第 3号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - 4 認定第 4号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
 - 5 認定第 5号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 6 認定第 6号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 7 認定第 7号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 8 認定第 8号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 9 認定第 9号 令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 10 認定第10号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 第3 議員定数のあり方に関する調査特別委員会中間報告(質疑)並びに委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 議員定数のあり方について
 - 2 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第58号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第5 報告事項の説明、質疑
 - 1 報告第21号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに 伴う和解)
 - 2 報告第22号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこ れに伴う和解)
 - 3 報告第23号 継続費精算報告書の報告(令和4年度飯塚市一般会計)
 - 4 報告第24号 継続費精算報告書の報告(令和4年度 飯塚市水道事業会計)
 - 5 報告第25号 令和4年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告
- 第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議員提出議案第14号 議会アドバイザーの設置に関する決議
- 第7 署名議員の指名
- 第8 閉 会

○議長(江口 徹)

これより本会議を開きます。

去る9月25日に逝去されました故片峯 誠市長に哀悼の意を表し黙祷をささげたいと思いま す。皆さん、ご起立をお願いいたします。黙祷。

(黙 祷)

お直りください。ご着席をお願いいたします。

(議長交代)

○副議長 (兼本芳雄)

故片峯 誠市長への哀悼の誠をささげるため、本議場より追悼の言葉を贈ることといたします。 江口 徹議長。

○議長(江口 徹)

追悼の言葉。飯塚市議会を代表し、故片峯 誠市長のご逝去を悼み、謹んで哀悼の意を申し上 げます。

片峯市長、あなたは、今年2月に肺がんを患っていることが判明した後も、任期を全うするという強い意志をお持ちでした。3月下旬に職務に復帰されたときには、順調に治療が進んでいるものと安心しておりました。しかし、8月になってがんの転移が発覚し、再入院された後、手術後に意識が戻らないまま、去る9月25日、帰らぬ人となってしまいましたことは、私ども議員一同、痛恨の極みであり、誠に残念でなりません。

顧みますと、あなたは教育者としての類いまれなる実績を糧に、平成22年5月に教育長に就任されてから6年8か月間、「全ては子どもたちのために」という思いで学校施設の改善や教育プログラムの拡充に努めてこられました。そして、平成29年2月には市長に就任され、初めての議会で、「全力で市政に取り組む」と挨拶をされたのが、今でも昨日のことのように思い出されます。

それから6年間、あなたは、飯塚市の発展のために最期まで休むことなく走り続けて来られました。その献身的な姿勢には、我々議員も深く感銘を受け、敬意を表しております。

また、あなたは、困難な場面でも新しい試みとそれに伴うあつれきをいとわない挑戦者でありました。もちろん、考え方が違うこともありましたし、市長と議会という立場の違いもありましたが、飯塚市をよりよくしたいという同じ思いを持つ同志であったと思っています。

任期半ばで夢を絶たれてしまったことは、ご本人が一番無念であろうと思います。しかし、あなたの飯塚市への夢や情熱は決して失われることはありません。必ずや、あなたの愛した飯塚市民へ着実に受け継がれていくものと確信しておりますし、私たち市議会が、あなたのご遺志をし

っかりと受け止め、市政発展のために全力を尽くしてまいりますことをここにお誓い申し上げます。

今は亡き片峯 誠飯塚市長の生前のご功績をしのび、謹んで、追悼の言葉といたします。安らかにお眠りください。令和5年9月27日 飯塚市議会議長 江口 徹。

(議長交代)

○議長(江口 徹)

常任委員会に付託していました「議案第52号」から「議案第57号」までの6件、「認定第11号」から「認定第14号」までの4件及び「請願第1号」から「請願第3号」までの3件、以上13件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番(吉松信之)

総務委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第52号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、財産管理費、旧教育施設管理費について、旧潤野小学校を解体するということだが、解体後はどのように考えているのかということについては、解体後は速やかに売却を行いたいと考えているという答弁であります。

次に、公募を行った場合、応募者の見込みはあるのか、また建物が建っていても購入者が改修すれば利用できるのに、本市で解体する必要があるのかということについては、以前、今回の旧潤野小学校の公募を行った際に、数社の事業者が来庁されたが、その際に、解体費が高騰しており、自社で解体すると採算が合わないという話を受けたことから、本市で解体することとしたものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 専決処分の承認(令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号))」 については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案について は、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(江口 徹)

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第52号 令和5年度 飯塚市一般会計補正 予算(第4号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第57号 専決処分の承認(令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号))」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。14番 金子加代議員。

○14番(金子加代)

福祉文教委員会に付託を受けました請願2件について、審査した結果を報告いたします。

「請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」については、紹介議

員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、伊川の郷を利用しているのは何人くらいいるのかということについては、現在、1日40人程度ではないかと聞いているという答弁であります。

次に、施設の老朽化が進んで温泉が利用中止になったということだが、具体的にはどのような状況なのかということについては、11月頃、ボイラーの故障により水温が上がらない事態が生じたことから温泉利用を止め、その後、2月初旬に再開の見通しがあると飯塚市社会福祉協議会から説明があったが、長期間止めていたことが影響したのか、施設内の循環器系統、パイプ関係で異常が見つかり、さらに源泉からの水を施設へ送る送水管にも漏水と思われる不具合が見つかっており、漏水部分を調べようにも送水管がどこに埋まっているか分からないような状況だと飯塚市社会福祉協議会から聞いているという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、社会福祉協議会の事業である伊川の郷と本 市はどのような関係なのかということについては、建物は社会福祉協議会が所有しているが、施 設が建っている土地を本市が所有している。また、本市から社会福祉協議会に補助金を出してい る事業があるが、当該事業に関しては補助対象とはしていないという答弁であります。

次に、伊川の郷の温泉は中止ではなく廃止しているようだが、どのような経緯で廃止に至ったのかということについては、ボイラーの故障については修繕部品が手に入らず、ボイラー設備を丸ごと交換しなければならない。また送水管の漏水については、どこが漏れているのか調査すらできない状況であり、社会福祉協議会が経営判断をした結果、温泉の廃止届を県に提出したと聞いているという答弁であります。

次に、伊川の郷については、温泉は廃止したが温泉以外の機能は廃止されていないのかということについては、温泉のみ廃止しており、貸館などは継続して行っているという答弁であります。以上のような審査の後、本件については、慎重に審査するということで、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第2号 子育て支援の充実(保育料無償化)を求める請願」については、慎重に 審査するということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(江口 徹)

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第1号 「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」及び「請願第2号 子育て支援の充実(保育料無償化)を求める請願」、以上2件の委員長報告は、いずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件2件は、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

協働環境委員会に付託を受けました議案1件及び請願1件について、審査した結果を報告いた します。

「議案第55号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(公用車による物損事故)」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願」については、 慎重に審査するということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(江口 徹)

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第55号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(公用車による物損事故)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。12番 田中英美議員。

○12番(田中英美)

経済建設委員会に付託を受けました議案3件及び認定議案4件について、審査した結果を報告 いたします。

「議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書及び議案書等に基づき補足説明を受け、審査しました。

その質疑応答の主なものとして、今回廃止する水道料金の口座振替割引はどのような目的で導入したのかということについては、口座振替の推進や、水道使用者の納付時の負担軽減、徴収率の増加を見込んで導入を行ったという答弁であります。

次に、燃料費高騰により経費が増加したことが、制度廃止の一つの要因だったということだが、仮に物価の高騰が収まれば、また割引を再開するのかということについては、口座振替割引の効果が想定より低かったため、費用対効果の面において問題があり、継続することで将来的に水道使用者の皆さんに負担がかかることにより、口座振替割引を廃止するものであり、仮に物価の高騰が収まったとしても、割引の再開は考えていないという答弁であります。

次に、コンビニ代行業者の変更に伴ってシステム改修を行うということだが、なぜ費用をかけてまで変更する必要があるのかということについては、企業局で契約しているコンビニ代行業者から、1件当たりの手数料を60.5円から99円へ値上げしたいという申出があったことから業者を変更するもので、市長部局内で税金などを収納している別のコンビニ代行業者の1件当たりの手数料が62.7円であり、今後、企業局において変更するコンビニ代行業者についても、同等の金額での契約を見込んでいるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第56号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき、補足説明 を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第12号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、「認定第13号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」及び「認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」、

以上4件については、一括議題とし、執行部から決算書等に基づき、それぞれ補足説明を受け、 審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市水道事業会計決算について、全国平均の有収率90%と比較して本市が85.9%と低い原因は、どのように考えているのかということについては、有収率を向上させるためには、料金徴収の対象とならない無収水量の減少を図る必要があるが、この原因の大部分は漏水等であることから、引き続き漏水調査や老朽管の更新を行うなど漏水量の削減に努めていきたいと考えているという答弁であります。

次に、毎年6キロメートルの老朽管の更新を行っているとのことだが、管路経年化率は毎年上昇しており、これを減少させていくために、どのように考えているのかということについては、経営努力を行っていく中で、他の経費を抑えながら、管路の更新距離を少しずつ伸ばしていくよう努力していきたいという答弁であります。

次に、世界情勢の影響により電気料金や資材の高騰が続くと見込んでいるということだが、企業会計は、国から補填などを求めることができるのかということについては、動力費が高騰しているが、国から補填を受ける仕組みはなく、企業会計は、独立採算制となっていることから、市からの補填を受けることもできないため、より一層経営努力を行う必要があると考えているという答弁であります。

次に、支払利息が1.2億円あるということだが、どのくらい借入れをしているのかということについては、企業債をおよそ85億1535万円借入れしているという答弁であります。

次に、令和4年度から損益が黒字になっているのはなぜかということについては、令和4年 1月の水道料金改定によるものであり、事業運営に必要な費用が、水道料金等の収益で賄われた ことから黒字となっているという答弁であります。

次に、飯塚市工業用水道事業会計決算について、収入で他会計補助金が多くを占めており、以前に本工業用水道を廃止するような協議が行われていたが、どのようになっているのかということについては、仮に廃止し、上水道に切り替えた場合の費用などについて、給水している企業と協議を行っていたが、コロナ禍や原材料を輸入に頼っている企業がある中で、協議が中断しており、今後ヒアリングなどを再開し、協議調整を図っていきたいと考えているという答弁であります。

次に、飯塚市下水道事業会計決算について、収入で雨水処理負担金が2.1億円となっているが、これはどのような理由から受入れをしているのかということについては、公共下水道は分流式と合流式があり、分流式は汚水のみであるが、合流式は汚水と雨水を合わせて終末処理場で処理を行っていることから、雨水分の処理費用として受入れをしているという答弁であります。

次に、飯塚市立病院事業会計決算について、CTやMRIなどの医療機器の更新は、どのように行うのかということについては、医療機器の更新に当たり、企業局は起債の借入れなどの事務手続きを行うが、起債の償還については、指定管理者が行うものとなっているという答弁であります。

この答弁を受け、重要な医療器械の備品の更新については、病院の経営状態の確認につながるので、本委員会において報告してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案4件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。 以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(江口 徹)

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。まず、私はこの場をお借りし、2023年9月25日、月曜日、

午前11時5分、深刻な病と闘いながら、ついに逝去された片峯 誠市長に謹んで哀悼の意を表するものであります。それでは討論に入ります。

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第53号」、「議案第54号」、「認定 第11号」、「認定第14号」に反対の立場から討論を行います。

まず、水道料金の口座振替割引の廃止に関する2議案についてです。この割引制度は、自動引き落とし1回につき110円を負担軽減するもので、2年前に決めた水道料金35%アップとセットのもので、昨年から実施されました。本市はその目的を、第1に、水道料金35%アップに当たり、口座振替の場合につき負担軽減する。第2に、これにより料金徴収率を改善する。この2つを挙げて説明しています。これに対し、今回割引を廃止する理由については、第1に、国際情勢の急変による動力費の増大が約4千万円程度生じ、今後も低減が見込めないことから、その穴埋めに充てる。第2に、この口座割引を継続しても、徴収率のさらなる改善が期待できないからという説明です。しかしながら、この口座割引制度の当初目的と今回の廃止理由の間には、政策的な整合性は全くありません。そもそも口座割引制度の有効性は、僅か1年程度の実施によって判断できるのでしょうか。今回の口座割引廃止は、市民にとっては、新たな負担が約3千万円も上乗せされるものであります。本会議における私の議案質疑において、口座割引制度の廃止について、市民の意見は聞いたことがないということが明らかになりました。水道料金35%アップと口座割引がセットであるというなら、上下水道事業経営審議会でまず審議すべきところなのに、それさえ怠っていることも明らかになったのであります。国際情勢の変化などの費用の増大に対し、積み上げ額の見直しを含めて、独自の対策を検討したのでしょうか。

次に、令和4年度 水道事業会計決算についてです。今回決算には、水道料金の増収5億8800万円はほぼ2022年から実施の水道料金35%の大幅値上げによる負担増であります。市民生活に直結する水道料金なのに、監査委員意見書にも反して、市民には何の情報提供がなく、水道料金値上げを検討した上下水道事業経営審議会は、本市の提案によって全く非公開で行われました。しかも情報公開請求で私が入手した答申書で、黒く塗り潰した部分は、市民への情報提供、意見聴取の必要性を指摘した部分でした。本市に対する国からの物価高騰対策のための、臨時交付金の活用対象には、水道料金の負担軽減が入っていたのであります。国が地方に対し、応援するというのに、本市はそれを受け入れているのに、飯塚市がそれを採用しなかった事実を指摘しておきます。

なお、地方公営企業の独立採算制の例外に関する私の質疑に対する次の答弁、つまり水道事業を含む地方公営事業につきましては、その経費は、経費に伴う収入をもって充てなければならないという独立採算制の原則により経営するものとされております。しかしながら、その例外としまして、災害復旧その他の特別な理由によっては、一般会計などから補助することができるとの答弁は全く正当なものです。この答弁をめぐっては、経済建設委員会において、公営企業の独立採算の原則に関する質疑が行われております。水道事業に関わる主な財政措置の導入の経緯については、1952年、地方公営企業法施行、1957年、水道法施行、1966年、地方公営企業法の一部改正、1967年、補助制度の創設、その後の類似の地方財政措置の拡充があることをここで指摘しておきます。

次に、市立病院事業会計決算の認定です。2003年、平成15年、筑豊労災病院を廃止する 国の攻撃に対して、地域が団結して存続を実現した市立病院は、地域医療振興協会を30年契約 で指定管理者としています。この間に市立病院は、急患の受入れのほか、新型コロナ対策など地 域医療においてなくてはならない役割を果たしてまいりました。2022年4月からは救急科が 発足しております。この間、施設面では大規模な財政出動もありました。市立病院と言いながら、 医療の現場には、指定管理者制度の壁があり、設立者である本市が適切な情報が得られない事態 もあります。職場ではこの間、クラスター発生を含めて、新型コロナ対応などで課題が山積して います。直面する新型コロナ危機には、感染症対応病床を確保し、医療関係者が一体になり、ほ かの医療機関とも連携して特別な役割を果たし続けています。感染症対策をはじめ、地域医療を 守り充実させる上で、市立病院が果たす役割は決定的であり、国に対して厚生労働省の国立公的 病院の再編統合計画による廃止は認められない、医療体制の充実への支援こそが必要だと強く要 求していかなければなりません。また、市条例に定める病院管理運営協議会には、医療現場の労 働者、患者、地域住民、医療に関する知識を持った弁護士など、必要な分野の代表の参加が排除 されたままであります。市民参加の透明な運営こそが市立病院の充実に必要です。国が求める経 営強化プランの策定については、市立病院管理運営協議会において既に2月7日には、素案が提 出され、概要が審査されました。飯塚市の公式サイトで誰でも見ることができます。重要な医療 機器であるCTやMRIの更新についても記載があるのであります。この情報に基づいて、私は 本会議での議案質疑を展開したわけです。経済建設委員会では、この情報について、自分たちが 知らないのに、どこから入手したのだろうかというような発言がありました。ここに、本市の情 報共有のレベルが現れています。市立病院管理運営協議会は8月3日、経営強化プラン案が提出 され、概要及び収支計画案が審査されました。福岡県への訂正手続を進めること。提出後に経過 報告をすることが確認されています。その情報は、私の議案質疑の後、ようやくこのほど本市公 式サイトにアップされたところであります。厚生労働省が示した公立病院経営強化ガイドライン は、第4の1において、経営強化プランの策定後に議会、住民の理解を得るだけでなく、策定の 段階においても適宜適切な説明を行い、十分な理解を得るよう努めるとしています。概要版にお いても、病院事業担当部局だけでなく、企画、財政担当部局や、医療政策担当部局など関係部局 が連携して策定、関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に丁寧に説明 と書いています。そのガイドラインQ&Aには、住民の理解のための取組として、例えば住民が 参加する説明会の開催や広報誌、ホームページ等で周知するなど様々な手法が考えられるともし ています。こうした国のガイドラインにもかかわらず、議会と住民を軽視した本市のこのような やり方は到底認めることはできません。

以上で私の討論を終わります。

○議長(江口 徹)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算 (第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、 賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第56号 市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第12号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」及び「認定第13号

令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上2件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも認定されました。

「認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

令和4年度決算特別委員会に付託していました「認定第1号」から「認定第10号」までの 10件を一括議題といたします。

「令和4年度決算特別委員長の報告」を求めます。10番 田中武春議員。

○10番(田中武春)

本特別委員会に付託を受けました認定議案 10件について、審査した結果を報告いたします。 それぞれの認定議案については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第1号 令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務管理費、企画費、企業版ふるさと納税について、令和4年度は前年度比で企業数が倍に増えたにもかかわらず、全体の寄附金額が下がっているが、どのような理由なのかということについては、寄附していただいた企業数は4件から8件に増えてはいるが、前年度は3千万円という高額な寄附をいただいた企業があったことなどから、結果的に寄附金額では前年度のほうが多かったという答弁であります。

次に、取組次第でさらなる寄附の増加が見込めると思うが、現在どのような取組を行っているのかということについては、これまでに寄附をいただいた企業をはじめ、福岡県人会を通じた広報活動や本年度から取り組んでいる企業版ふるさと納税ポータルサイトを活用するなど新たな企業からの寄附獲得に向けて取り組んでいるという答弁であります。

次に、総務管理費、地域振興費、公共交通対策事業費について、市内を運行している西鉄バス全5路線に対する事業費の欠損額を赤字補塡しているが、現在はどのような状況なのかということについては、令和4年度の赤字補塡額は合計8144万8千円で、その内訳は小竹・天道線が1270万8千円、飯塚市内線が5613万5千円。嘉麻市や桂川町と共同で運行している路線については、上山田線が595万1千円、飯塚・大隈線が429万6千円、碓井線が235万8千円の補塡を行っているという答弁であります。

次に、この赤字補塡を行う効果、また、今後の民間バス路線の維持についてはどのように考えているのかということについては、運行事業者より現状においては運行の縮小等の予定はないと聞いており、赤字補塡の継続実施は路線維持に欠かせないものと考えている。増加している赤字補塡額を減らすためにも、運行事業者とともに利用促進の周知・広報活動に取り組んでいくという答弁であります。

次に、総務管理費、交通安全対策費、交通安全施設整備事業費について、決算額が当初予算よりも大幅に増額となっているのはどのような理由かということについては、令和3年6月に千葉県八街市で起きた小学校下校時の交通死亡事故をきっかけに通学路における安全対策が必要な箇所に対する補助金の交付が令和3年度末に決定されたことから、当該補助金を財源とした通学路安全対策個別補助事業にかかる事業費を補正予算に計上し、実施したため増額となっているという答弁であります。

次に、通学路の安全対策工事はどの校区にどのような工事を実施したのかということについては、立岩小学校区で外側線及びグリーンベルトの設置、交差点の絞り込み、ゼブラ帯の設置、飯塚小学校区でグリーンベルトの設置、穂波東小学校区と飯塚鎮西小学校区で、交差点の絞り込み

及びゼブラ帯の設置、伊岐須小学校区で外側線及びグリーンベルトの設置など合計9か所の工事を実施している。また、本事業は令和5年度までの事業となっており、本年度も市内小学校区で合計22か所の安全対策工事を実施する予定であるという答弁であります。

次に、社会福祉費、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金について、社会福祉協議会に対する補助金が適正に使用されているのか確認するためにどのような審査を行っているのかということについては、事業完了後に提出される実績報告書により、事業の成果及び補助金交付決定の内容に適しているかを審査している。実績報告書においては、社会福祉協議会の運営に要する人件費や各事業の関連経費に充てられており、補助金交付時に提出された事業計画は適正に完了していると認めているという答弁であります。

次に、社会福祉費、高齢者福祉費、長寿祝金支給事業について、令和4年度の支給実績はどのようになっているのかということについては、節目に当たる年齢の方を対象に支給しており、77歳の方が1007名、88歳の方が828名、99歳の方が111名、100歳の方が79名、101歳以上の方が123名、合計2148名の方に祝金を、また、満100歳の方には祝品と賞状も支給しているという答弁であります。

次に、同様の事業を実施している自治体は県内にどのくらいあるのかということについては、 福岡県下各市福祉施策の現状や他自治体の調査によると、政令市を含め約9割の自治体が長寿を 祝う事業を実施しているという答弁であります。

この答弁を受け、政策的意義を明確にし、本市の予算規模から見て約3千万円をかけて行うべき事業なのか、いま一度検討してほしいという意見が出されました。

次に、社会福祉費、障がい者福祉費、福祉タクシー補助金について、福祉タクシー券の利用率が57.9%ということだが、あまり利用されていないのはどのような理由なのかということについては、家族や病院、施設からの送迎など代替手段があったこと、自分で運転ができること、一時的に施設への入所や病院への入院をしていたこと、身体的な理由でタクシーによる移動ができなかったなどが主な理由であるという答弁であります。

この答弁を受け、福祉タクシー券の枚数や1枚当たりの助成額を増やしてほしいという利用者からの要望については、予算執行率から考えると財政的には検討する余地があるのではないかという意見が出されました。

次に、保健衛生費、健康づくり推進費、乳幼児育成指導事業について、巡回相談の実績はどうなっているのかということについては、市内36か所の園を対象に、79回の巡回相談を実施し、園からの相談依頼数延べ1546人に対し、1255人にアドバイスを行ったという答弁であります。

次に、巡回相談は療育につながっているのかということについては、巡回相談で個別相談が必要とされた子どもは193人おり、そのうち個別相談につながったのは140人で、72.5%であった。依然我が子の発達障がいを受け入れがたい保護者がおり、療育につながっていない子どもがいる一方、発達障がいや療育に対する理解が広まり、事業開始当初に比べると個別相談につながりやすくなっているという答弁であります。

次に、農業費、農業振興費、その他の農業振興費(有害鳥獣生息域調査委託料)について、調査の結果、どのような課題が分かったのかということについては、今後の被害対策を講じるための資料作成を目的に、頴田地区において、定点カメラやドローン等のICT機器を活用し、主に鹿やイノシシといった野生鳥獣の生息域調査等を実施した。ドローンによる熱赤外線カメラでの調査の結果、母イノシシが箱わなを警戒して近づかず、それを見た子イノシシも箱わなに近づかない様子が確認できたことから、増加の原因となる出産可能な雌イノシシをいかに捕獲して、効率的に個体数を減少させていくかが課題であると考えているという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、大学生起業家育成事業費補助金について、補助金の対象及び上限はどうなっているのかということについては、学生の起業及び地元定着並びに地域産業の活性

化を図るため、市内企業、社会人及び学生との交流を通じて得られる学生の感性や創造力を生かしたアイデア、そして活動などを事業化することを目指す取組を対象に補助金を交付しており、市内大学に在籍する学生または市内に住所を有する大学、大学院、短期大学、もしくは専門学校に在籍する学生が申請できる。令和4年度補助金の上限は、1件当たり20万円で、企業の支援の下に実施する場合には、さらに上限額を10万円引き上げているという答弁であります。

この答弁を受け、補助金の対象範囲を広げ、チャレンジ精神を持った学生の思いを市がくみ取れるよう検討してほしいという意見が出されました。

次に、保健体育費、保健体育施設整備費、筑穂多目的グラウンド整備工事について、工事実施後に利用者から改善の要望があったと聞くがどのように対応したのかということについては、筑穂多目的グラウンド北側は水はけが悪く、雨天後は利用ができるまでに日数を要する状態であったため、暗渠排水を設置する工事を実施した。工事後、暗渠排水を設置した箇所が緩くなり、ボールのバウンドが変わったり、足をとられたりするという意見があり、砂を載せて整備し、現在は改善されたと認識しているという答弁であります。

次に、保健体育費、学校給食費、業務委託の状況について、物価や光熱水費が高騰しているが、 学校給食調理業務を委託している民間事業者への影響はどうなっているのかということについて は、学校給食の調理や食器等洗浄に伴う光熱水費及び燃料費は市が負担をしており、電力、ガス 等の価格高騰の影響を受けていることから、令和4年度は、光熱水費及び燃料費を増額する補正 予算により対応した。また、食材については、食材の約7割を福岡県学校給食会より納入してお り、安定的な供給ができているが、令和5年度も食材価格は上がり続けており、その動向を注視 し、適正に判断していきたいという答弁であります。

このほか、審査の過程において、AIチャットボットの機能拡充について、図書館と交流センターの連携について、筑穂保健福祉センターの運動器具の整備について、避難行動要支援者名簿の整備及び個別計画の策定について、集会所等整備事業の所管について、保育士への支援について、アウトリーチ型の支援対象児童等見守り強化事業の拡充について、児童クラブの遊戯室へのエアコン設置について、地域猫活動の積極的な広報について、スズメバチ駆除費の増額について、海外展開支援事業費補助金の増額について、移住者住宅取得奨励事業の広報・周知について、河川敷の樹木の伐採及び利活用について、補助金交付団体と市職員との関わり方について、決算に係る主要な施策の成果説明書における目標設定についてなど、多岐にわたって指摘なり要望がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、市民の暮らしをしっかり支える点、無駄遣いと呼べる事業を展開した点及び市政運営の公平さ、透明性において指摘すべきところがあり、本案に反対であるという意見や、予算が適正に使われているか審査をした結果、本案に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつけたこと、滞納を理由に資格証明書や短期保険証を発行し、正規保険証を交付しなかったことから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、健幸フレイル予防事業について、事業実施によりどのような効果を得られているのかということについては、フレイル予防教室の参加者に実施したアンケートでは、「フレイル予防」、「栄養」、「運動」、「社会参加」、「余暇活動」の5項目全てで行動変容につながった内容の回答が過半数以上あったことから、フレイル予防の効果が出ているものと捉えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、高過ぎる介護保険料に高齢者は苦しみ続けており、介護適正化の掛け声の下に、介護認定が軽いほうに認定され、自己負担の重さと重なって、必要なサービスを受けられなくなる実態があり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高齢者に高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると高齢者から正規保険証を取り上げて、短期保険証を押しつけるというやり方が改められず、75歳以上の高齢者を差別的に囲い込む医療制度を認めることができないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、事業の運営を一括して民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじまず、メインスタンド新築建替工事は無謀で、速やかに見直す必要があり、しかも物価高騰を理由に増嵩している事態は見過ごすことができないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第6号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、新卸売市場の新築移転事業について不明な点があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、鯰田工業団地の造成工事は不透明な経過があり、将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を求めない土地売買契約より、市民に大きな不利益がかかりかねないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、 賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(江口 徹)

令和4年度決算特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

私は、ただいまの決算特別委員長報告のうち、「認定第1号」から「認定第5号」、「認定第7号」及び「認定第9号」に反対の立場から討論を行います。

まず、一般会計歳入歳出決算についてです。実質収支に関する調書を見ると、歳入総額903億596万3千円、歳出総額886億4394万4千円、差引き額は16億6201万9千円、翌年度へ繰り越すべき財源2億5588万5千円、よって、実質収支額14億613万4千円、そのうち地方自治法第233条の2による基金繰入額は7億306万8千円となっています。不用額につきましては、70億8581万3959円は、予算現額の7.2%となっています。基金のうち、財政調整基金と減債基金及び公共施設基金の3つを合わせたものは、2021年度末164億5645万円から2022年度末182億5635万円へと17億

9990万円増加し、年度末で過去最高水準を更新しています。現時点では、市の借金である市債及び借金返しの公債費は大きく増える状況とは言えず、現在、住民福祉を犠牲にし、市民に重い負担を押しつけて、プライマリーバランスをとる状況ではないことも明らかになりました。

さて、令和4年度、2022年度は、人類を核戦争の危機から救うための核兵器禁止条約の締 結、ロシアのウクライナ侵略を許さず、紛争を戦争に発展させないための平和の共同体の発展な ど、平和を希求する流れ、様々な分野での多様性と寛容を求める流れ、原発ゼロを求める流れ、 気候危機から地球を守る流れが発展するとともに、新型コロナウイルス感染パンデミックから命 と暮らしを守る必死の取組が展開されたのであります。我が国においては、自公政権の新自由主 義を礼賛する長きにわたるかじ取りによって、格差社会は深刻化を続け、経済は低迷し、国民の 所得は厳しくなる中で、消費税引下げの声はいまだ届かず、社会保障はさらに削減されています。 安保3文書によって戦争準備が進められ、5年間で43兆円という大軍拡が打ち出されたことは 重大であります。こうした中にあって本市は、住民福祉の増進を図ることを本旨とする地方自治 体として、憲法第9条を大切に平和を守り、市民の暮らしをしっかり応援していく市政へ流れを 切り替えることが強く求められています。そのためにも、次々に生み出される無駄遣いを質し、 市議会議員と市役所幹部、業者、さらに補助金団体、とりわけ部落解放同盟及び関係するNPO 団体とのなれ合いを断ち切り、透明で公正な市政を取り戻すことは極めて重大な、重要な課題で あります。決算審査から市政運営の教訓を厳しく明らかにすることは、安心と福祉のまちづくり を切り開く上で不可欠であります。この立場から、今回決算を審査する私の視点は3つあります。 第1は、市民の暮らしの応援の視点、第2は、無駄遣いをチェックする視点、第3は、透明・公 正な市政運営の視点です。

まず第1に、市民の暮らしの応援の視点です。新型コロナ対策や物価高騰対策の国の臨時交付 金は、そのメニューに従ってどう活用するかに追われ、高齢者と子どもをはじめ、市民の命と健 康、暮らしを守るきめ細やかで柔軟な対策のための市独自の財政出動は、いざというときのため の基金のため込み金が過去最高水準にありながら、極めて弱いのが実態です。 J A ふくおか嘉穂、 トラック協会の要望書に基づく農業者や運送業者の支援がないままです。苦境にあえぐ地元業者 への直接支援が急がれます。日本共産党は、ごみ袋代、児童クラブ利用料、学校給食費、保育料、 子ども医療費について負担軽減、あるいは無償化を提案してまいりました。片峯 誠市長は、こ れまでの財政が好転すれば考えられるという趣旨の答弁でした。確かにごみ袋代、ごみ袋は福岡 都市圏並みにまで値下げが実現しました。さらに市長は昨年12月議会で、増収できたものにつ いて市民サービスの向上に何かしら投与していきたいと一歩踏み込んだのであります。この暮ら しアッププランに水道料の引下げを加えても、市には福祉のための財源は十分に確保できると考 えます。久世賢治市長職務代理者は、参考にし、前向きに早急に検討すると9月議会、私の一般 質問に対する答弁で答えました。市民の暮らしが物価高騰で脅かされている今こそ、真剣に検討 し、速やかに実現するよう求めるものであります。気候危機、異常気象の下で、本市は乱開発が 続き、自然環境と生活環境を保全し災害から住民を密接に守るための体制と予算は極めて脆弱で あります。

第2は、無駄遣いをチェックする視点です。新体育館建設については、総事業費に利息を加えた額は58億円を大きく超えるとのことです。旧体育館を大規模改修すれば15億円程度で済むという選択肢、プランを持っていたのに、今回の強引な移転新築となりました。その工事はそもそも入札の段階から異例の展開となり、入札金額の増嵩、さらに土壌の不具合を理由にした追加工事7億円の負担発生がありました。市営住宅建替事業については、相田団地建替事業は周辺住民を無視したやり方に批判が上がる中、地盤調査が実施できませんでした。今年度実施の調査では、想定外の坑道跡が発見されたとしていますが、その対応には新たな財政出動が想定されるのであります。計画年次から相当な時間経過があり、坑道が走っている相田公園に1棟目を建てる計画はやめて、入居者と周辺住民の合意が得られるよう、速やかに見直しを進めることは新たな

無駄遣いの防止につながります。また、ふくおか県央環境広域施設組合が計画中の新清掃工場建設について、その透明性を確保することも重要であります。

第3は、清潔・透明・公正な市政運営の視点です。新体育館移動式観覧席の取得に至る事情と 経過が不透明である上に、入札をめぐる官製談合等疑惑が浮上しました。市民の批判と請願を受 けて、市議会は百条調査特別委員会を設置して調査を行い、坂平末雄市議との長年にわたる会食 が契約担当の課長ほかに広がっていること、新体育館担当の課長までが節目節目に会食の誘いに 応じていたことが分かりました。当時、市長職務代理者であった久世賢治副市長は、2023年 2月の百条調査委員会及び3月の一般質問の場で、内部調査を行い、結果を市民に公表すべきと の私の指摘に応えて、内部検討を行うと答弁しました。それから半年が過ぎましたが、その答弁 どおりの内部検討は行われておりません。全職員に調査をかけたと言いますが、その記録はない というのが決算特別委員会での答弁であります。これらの事実からは、当該市議の百条調査委員 会の証人喚問に対する出頭拒否と合わさって、癒着関係がなお温存されていないか厳しく問われ るところであります。この百条調査に入る時期が、旧鎮西中学校跡の売却に当たり、売却予定最 低価格を4130万円から1900万円に引き下げて売りに出した時期に重なることは市民の疑 惑を広げるものです。事業の対象を広げて、内部調査の実施と結果の公表を重ねて求めるもので あります。この際、市議会議員が幹部職員と飲食を繰り返し、議員が特定の幹部を公然と「おま え」呼ばわりし、幹部職員が「はい」と答えるような姿は、飯塚市役所から直ちに一掃しなけれ ばならないことを厳しく指摘しておきます。

部落解放同盟飯塚市協議会の委員長、書記長、財務委員長が中心となってつくり、協働のまち づくり応援補助金を受け取っているNPOふれあいと市役所幹部のなれ合いが深刻であります。 このNPOの監事には、市役所で長く部落解放同盟に対する補助金交付の担当を続けた課長経験 のある現職の再任用職員が就いています。決算特別委員会で執行部に尋ねますと、部落解放同盟 書記長でもあるNPO専務理事からの会食を伴う意見交換会の申入れに応えて、先月8月4日、 市役所の部長ほか20人程度が伊岐須会館に集まったとの答弁です。参加者は、市民協働部は部 長、人権・同和政策課長、同補佐、同係長、まちづくり推進課長、同補佐、市民活動支援課長の 7人とのことです。人権・同和政策課長は、部長の了承の下で参加を取りまとめ、部長は許可し た、参加を指示したなどと答弁しています。そのほかの参加者は、総務部長、福祉部長、同次長、 経済部長、商工観光課長、都市建設部長、企業局次長の7人が明らかになりました。ほかに市が 明らかにしない参加者が14人あるわけであります。NPO人権ネットいいづかは、かつての部 落解放同盟飯塚市委員長が理事長、現在の同書記長は副理事長をしたことがあります。この団体 は本市発足から以降、人権啓発に関する委託事業を独占的に随意契約で受注し、その委託料の総 額は、本市発足後、約6億7500万円に上るのであります。この随意契約の方針は今後も変わ らないというのが市役所の答弁です。このNPOの監事になっている会計年度任用職員は、現在、 グラウンドゴルフ場予定地になっている平恒原口の市有地の不法占拠事件当時、都市建設部長で ありながら、市役所との契約行為に深く関わったことがあります。地域活動指導員、会計年度任 用職員については、福岡県の財政支援を受けて13人の配置があります。その配置の推移を暦年 で見ますと、部落解放同盟、NPO人権ネットいいづかの間を移動していることもあります。教 育委員会は、その採用に当たって、部落解放同盟幹部などからの推薦はあり得ないとする一方、 今後、市が決めることだが、相談があれば話を聞かないわけにはいかないというような答弁を繰 り返しているのであります。そもそも部落解放同盟は本市発足から17年間だけでも総額4億 8100万円もの補助金を受け取っています。その多くは、委員長、書記長、財務部長等の人件 費に消えています。これらの幹部は、福岡県の用地買収に介入し、地権者が知らないうちに伊岐 須会館にある部落解放同盟事務所で対策協議を繰り返したことも明らかになっています。これに は、部落解放同盟の幹部、福岡県の幹部だけではなく、本市幹部職員も参加している事実が明ら かとなっています。久世賢治市長職務代理者は決算特別委員会で、あってはならないことだと発

言しましたが、関係幹部にはまともな反省は見られません。部落解放同盟と同和会に対する補助金は総額で5億3千万円に上ります。部落解放同盟の人件費に関わる部分は、幹部の行動に市役所として責任を持てる状況にはなく、返還を求めるとともに、補助金そのものを速やかに廃止するべきであります。なお、市営住宅の空き家募集の公募において、旧地域改善対策住宅の一部について、部落解放同盟の了解がなければ公募しない事実、また農機具保管庫、農業共同作業所について、使用契約書がないままの使用の事実、さらに、鍵の管理が明らかになりました。市立納骨堂については、法に基づく図面や帳簿が市によってほとんど管理されていない実態が明らかになっています。市長職務代理者においては、速やかに市長要求による監査を監査委員に求めるとともに、市役所として直ちに実態の調査を行い、市民の共感が得られる是正を図るべきであります。

次は、国民健康保険特別会計です。高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつけ、新型コロナ危機の時代だというのに、あえて医療を受ける機会の抑制につながる資格証明書や短期保険証を、滞納を理由に発行し、1年間通用する正規保険証を交付しなかったことは重大であります。個人の命と健康を守るとともに、新型コロナ感染症拡大防止の観点から、速やかに正規保険証を原則交付するべきであります。

次は、介護保険特別会計です。高過ぎる介護保険料で高齢者を苦しめ続けていることは重大です。介護適正化の掛け声の下で、介護認定が軽いほうに認定され、自己負担の重さと重なって、必要な人が必要なサービスを受けられなくすることは認められません。

次は、後期高齢者医療特別会計です。高齢者に高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると高齢者から正規保険証を取り上げる。代わりに短期保険証を押しつけるというやり方が改められていません。そもそもこの医療制度は、75歳以上の高齢者を差別的にくくり込む制度であり、制度そのものを認めることができないのであります。

次は、小型自動車競走事業特別会計です。そもそも飯塚オート事業の運営を一括して民間委託する手法は、公営ギャンブルにはなじみません。36億円もの巨額のメインスタンド新築建て替え、それを物価高騰の影響だとして、さらに費用を増大させるやり方は無謀というほかなく、速やかに見直す必要があります。

次は、地方卸売市場事業特別会計です。新築移転事業について、位置と事業費に不明な点があり、同意できないのであります。

最後に、工業用地造成事業特別会計です。三菱マテリアル炭鉱跡地の鯰田工業団地造成は不透明な経過をたどり、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められました。将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を鉱業法の定める最終鉱業権者である三菱マテリアルには求めないとした土地売買契約を結んでおり、市民に大きな不利益がかかりかねません。

以上で私の討論を終わります。

○議長(江口 徹)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳 出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議 員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第2号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第3号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、 認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第4号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第5号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員 長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第6号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第7号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第8号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、 認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第9号 令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第10号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。 暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。

議員定数のあり方に関する調査特別委員会に付託しています<u>「議員定数のあり方について」及び「議員提出議案第7号</u>飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。

「議員定数のあり方について」の中間報告及び「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の委員長報告の省略について、お諮りいたします。議員

定数のあり方に関する調査特別委員会は全議員で構成されておりますことから、報告を省略する ことに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、「議員定数のあり方について」の中間報告及び「議員提出議案第7号」の 委員長報告については、省略することに決定いたしました。なお、質疑につきましても、全議員 で構成する特別委員会で審査を行っておりますことから、これを省略いたします。

議題中、「議員提出議案第7号」については、委員会において継続審査となっております。 「議員提出議案第7号」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を 定める条例の一部を改正する条例」については、継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

<u>「議案第58号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」</u>を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長(久世賢治)

ただいま上程されました「議案第58号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、ご説明いたします。令和5年12月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、西谷とも子氏を引き続き同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(江口 徹)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定 により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質 疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第58号 人権擁護委員の推薦につき議会の 意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「報告第21号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。健幸保健課長。

○健幸保健課長(林 寛侍)

「報告第21号」専決処分について、ご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の28ページをお願いいたします。本件事故は、令和5年7月11日、火曜日、午後3時20分頃、飯塚市長尾地内において、健幸保健課職員が特定健診の事後指導で訪問先へ向かう途中、道路幅員が狭隘であったことから、折り返しスペースで方向転換しようとした際に、ブロック塀に接触し、一部を倒壊させたものでございます。

本件事故の過失割合は、市側が100%であり、損害賠償額は1万4300円となっておりま

す。

この事故の原因につきましては、車両の方向転換をする際に、周囲の安全確認を怠ったことによるものであり、安全確認を行えば防げた事故であります。当該職員及び同乗職員に対しては厳重注意を行うとともに、所属職員に対しましても、交通安全に対する一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(江口 徹)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第22号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。高齢介護課長。

○高齢介護課長(村上 光)

「報告第22号」の専決処分について、ご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の30ページをお願いいたします。本件事故につきましては、令和5年2月21日、火曜日、午前9時50分頃、高齢介護課職員が飯塚市口原地内において、介護認定調査のため、調査先医療機関駐車場に到着し、市車両から降りる際、急な突風により、市車両右側前部ドアが大きく開き、市車両の右側に駐車してあった相手方車両の右側後部ドアに接触し損傷させたものであります。なお人的な傷害はございません。

本件事故に係る市の過失割合につきましては、100%であり、損害賠償額は18万7583円となっております。

今回の事故の原因につきましては、車を降りる際に、周囲の安全確認を怠ったことによるものであり、安全確認さえ行えば防げた事故であります。今後、このような事故を起こさないよう、当該職員を含め所属職員に対しまして、日頃から交通安全等の注意喚起を行い、交通事故防止、安全運転の励行についての指導を徹底し、事故の再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(江口 徹)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第23号 継続費精算報告書の報告(令和4年度 飯塚市一般会計)」及び「報告第 25号 令和4年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」、以上2件の報告を 求めます。財政課長。

○財政課長(松本一男)

「報告第23号」、「報告第25号」について、ご報告いたします。

議案書の32ページをお願いいたします。「報告第23号 継続費精算報告書の報告(令和4年度飯塚市一般会計)」につきましては、地方自治法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。

33ページをお願いいたします。令和4年度 継続費精算報告書(一般会計)をお願いします。 2款、総務費の幸袋交流センター整備事業につきましては、令和3年度から令和4年度までの事業として、継続費を合計で5億3295万8千円計上しておりましたが、実績額は4億9919万4300円となり、10款、教育費の体育館等建設事業につきましては、令和元年度 から令和4年度までの事業として、継続費を合計で50億8791万円計上しておりましたが、 実績額は48億6697万4200円となりましたことを報告するものでございます。

議案書の36ページをお願いいたします。議案番号は飛びますが「報告第25号 令和4年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健 全化に関する法律の規定に基づき、報告するものでございます。健全化判断比率の表に記載して おりますとおり、実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な 赤字の程度を示す指標で、連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む飯塚市の全会計の赤字の程 度を示す指標となっています。令和4年度は、公営事業会計の一部で赤字決算となりましたが、 普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字 比率共に数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は普通会計における地方債の元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、令和4年度は6.8%となっており、昨年度に比べ0.4ポイント悪化しております。これは、近年の大型事業の財源として借り入れした市債の元金償還開始に伴い、公債費が増加したことが主な要因となっております。将来負担比率は、普通会計におきまして地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合等への負担も含め、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、令和4年度は将来負担額に対して充当可能財源等が上回りましたので、算定なしとなっております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの事業規模に対する 資金不足額の程度を示すもので、令和4年度は全ての公営企業会計において資金不足額はありま せんでしたので、数値の記載はございません。

以上で報告を終わります。

○議長(江口 徹)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第24号 継続費精算報告書の報告(令和4年度 飯塚市水道事業会計)」の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長(田中善広)

「報告第24号」について、ご説明をいたします。

議案書の34ページをお願いいたします。水道事業会計の継続費精算報告書の報告につきましては、予算に計上しておりました継続費について、地方公営企業法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。

内容につきましては、35ページ、令和4年度継続費精算報告書をお願いいたします。1款、資本的支出、1項、改良事業費の太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設等事業につきましては、令和3年度から令和4年度までの事業として、継続費を合計で2千万円計上しておりましたが、実績額は1865万5千円となり、2項、新設事業費では、同じく令和3年度から令和4年度までの事業として、継続費を合計で5億4580万円計上しておりましたが、実績額は4億9270万2100円となりましたことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

申し訳ありません。改良事業費の実績額につきまして訂正をさせていただきたいと思います。 改良事業費の太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設工事等事業につきましては、令和3年度から令和 4年度までの事業として継続費を、合計で2千万円計上しておりましたが、実績額は1865万 500円となり、2項、新設事業費では、同じく令和3年度から4年度までの事業として、継続 費を合計で5億4580万円計上しておりましたが、実績額は4億9270万2100円となり ましたことをご報告いたします。 以上で報告を終わります。

○議長(江口 徹)

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

会議時間を午後6時まで延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 4時28分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。

お諮りいたします。この際、「議員提出議案第14号 議会アドバイザーの設置に関する決議」についてを日程に追加することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、この際、本案を日程に追加することに決定いたしました。

「議員提出議案第14号 議会アドバイザーの設置に関する決議」を議題といたします。提案 理由の説明を求めます。14番 金子加代議員。

○14番(金子加代)

先ほどはありがとうございました。地方自治法第100条の2の規定に基づき、議員定数に関する議会アドバイザーを設置するため、本案を提出いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(江口 徹)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質 疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第14号 議会アドバイザーの設置 に関する決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「署名議員を指名」いたします。6番 奥山亮一議員、26番 瀬戸 元議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令和5年第5回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 4時30分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

8番

(出席議員 27名)

1番 江 口 徹

藤堂彰

永 末 雄 大

2番	兼	本	芳	雄		1 7	番	吉	松	信	之
3番	深	町	善	文		1 8	番	吉	田	健	_
4番	赤	尾	嘉	則		1 9	番	田	中	博	文
5番	光	根	正	宣		2 0	番	鯉	Ш	信	<u> </u>
6番	奥	Щ	亮	_		2 1	番	城	丸	秀	髙
7番	藤	間	隆	太		2 2	番	秀	村	長	利

16番 土 居 幸 則

23番

小 幡 俊 之

正

五.

元

 9番 佐藤清和
 24番 守光博

 10番 田中武春
 25番 上野伸

 11番 川上直喜
 26番 瀬戸

12番 田中英美 27番 坂平末雄

14番 金 子 加 代 28番 道 祖 満

(欠席議員 1名)

15番

13番 田中裕二

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二 石 記 人

議会事務局次長 太田智広 議事調査係長 渕上憲隆

議事総務係長 今 住 武 史 書 記 安 藤 良

書 記 林 里美 書 記 宮山哲明

◎ 説明のため出席した者

副 市 長 藤 江 美 奈 都市建設部次長 臼 井 耕 治

教 育 長 武 井 政 一 都市建設部次長 中 村 章

企業管理者 石田慎二 企業局次長 今仁 康

総務部長許斐博史 財政課長 松本一男

行政経営部長 東 剛 史 健幸保健課長 林 寛 侍

市民協働部長 小川敬一 高齢介護課長 村上 光

企業管理課長

田中善

広

経済部長 兼丸義経

福

田憲

市民環境部長

福 祉 部 長 長 尾 恵美子

都市建設部長 大井慎二

教育部長山田哲史

公営競技事業所長 樋 口 嘉 文

経済政策推進室長 早野直大

2	3	4
_	\sim	-